

新宿区教育委員会会議録

令和3年第10回定例会

令和3年10月1日

新宿区教育委員会

令和3年第10回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和3年10月1日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時29分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	古 笛 恵 子
委 員	星 野 洋	委 員	山 下 浩 一 郎
委 員	今 野 雅 裕	委 員	年 綱 和 代

説明のため出席した者の職氏名

次 長	菅 野 秀 昭	中央図書館長	中 山 浩
教育調整課長	齊 藤 正 之	教育指導課長	荒 井 亮 宏
教育支援課長	内 野 桂 子	学校運営課長	広 瀬 岳 平
統括指導主事	北 中 啓 勝	統括指導主事	大 川 直 樹
統括指導主事	波多江 誠	危機管理課長	安 藤 広 志

書記

教育調整課 査 査	芳 賀 祐 子	教育調整課 係 係	国 分 克 行
--------------	---------	--------------	---------

## 議事日程

### 議 案

日程第1 第36号議案 令和3年度 新宿区教育委員会の権限に属する事務の管理及び  
執行の状況の点検及び評価（令和2年度分）報告書について

### 報 告

- 1 区立幼稚園の二次避難所から一次避難所への組入れについて（危機管理課長）
- 2 令和3年第3回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について（次長）
- 3 新宿区立女神湖高原学園指定管理者の事業評価について（教育支援課長）
- 4 その他

---

◎ 開 会

○教育長 ただいまから、令和3年新宿区教育委員会第10回定例会を開会します。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、星野委員にお願いします。

○星野委員 了解しました。

○教育長 本日は、まず初めに、教育長職務代理者の指名について御報告がございます。

教育長職務代理者は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、委員の中から指名する必要があります。

現在は、古笛委員を教育長職務代理者として指名しておりますが、10月16日をもってその期間が終了いたします。そのため、新たに令和3年10月17日から令和4年10月16日まで、教育長職務代理者として星野委員を指名いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、本日は報告事項について説明、報告を受けるため、「新宿区教育委員会会議規則」第13条に基づき、関係職員として、危機管理担当部危機管理課長に出席していただいております。

---

◎ 第36号議案 令和3年度 新宿区教育委員会の権限に属する事務の管理及び  
執行の状況の点検及び評価（令和2年度分）報告書について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第36号議案 令和3年度 新宿区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和2年度分）報告書について」を議題とします。

本日の進行につきましては、まず、第36号議案の説明を受け、審議した後、報告1の報告を受け、質疑を行います。次に、報告2及び報告3について一括して報告を受け、質疑を行うものとします。

それでは、第36号議案の説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、「第36号議案 令和3年度 新宿区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和2年度分）報告書について」御説明いたします。

お手元の報告書を御覧ください。

第1の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価と、第2の令和3年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針の内容につきましては、例年と特に違いはございません。

次に、第3の点検及び評価会議の実施につきましては、7月30日に学識経験者3名より御意見を賜ってございますので、内容につきましては、後ほど御説明いたします。

続いて、第4の令和2年度新宿区教育委員会の活動についてでございますが、教育委員会での主な審議や取組内容に関しましては、報告書に記載のとおりとなっております。

続いて、点検評価の対象となります教育ビジョンの概要を載せてございますが、本日は説明を省略させていただきます。

第6の教育ビジョンに掲げる個別事業の点検及び評価につきましては、点検評価の内容となりますが、教育ビジョンの施策1から施策10まで78の個別事業全ての取組状況等を掲載しているものでございます。

個々の内容につきましては、説明を割愛させていただきますが、主な事業につきましては、学識経験者の方々から御意見を頂戴しておりますので、御紹介させていただきます。

それでは、65ページの(2)学識経験者の指摘・意見及び教育委員会の対応・判断をご覧ください。

このページから75ページにかけて、今回の主な評価対象事業に対する、学識経験者からの御指摘や御意見とともに、それに対する教育委員会の対応・判断を載せてございます。

時間の都合もございますので、テーマごとに主立ったものを御紹介させていただきます。

最初に、(1)子ども一人ひとりの学びの保証についてです。

対象となっている個別事業は、全部で5事業です。

まず、1番の「学力調査を活用した個々の学力の向上」についてですが、令和2年度の新宿区学力定着度調査の結果には、新型コロナウイルス感染症の影響が出ているのか。特に家庭学習が増えたことによる影響として、厳しい立場にある子どもたちが学力調査の下位層に表れるであろうと思われるが、そのような分析や対応が必要なのではないか、との御意見を頂戴いたしました。

御意見に対する教育委員会の対応といたしましては、令和元年度及び令和2年度の新宿区学力定着度調査の結果について、平均正答率や正答率分布を比較したところ、大きな差異は認められず、新型コロナウイルス感染症が与えた直接的な影響は確認されませんでした、と

した上で、家庭学習は家庭環境によって取組状況に差が生じやすいことから、個々の児童・生徒の状況に応じた支援を進めていくことが大切です。今後も、新宿区学力定着度調査の結果を継続的に注視していくとともに、各校において、学校での課題の取組状況の確認や保護者面談等を通して、個々の児童・生徒の家庭学習の状況を適切に把握し、個に応じた指導の充実を図っていきます、としているものでございます。

次に、4番の「ICTを活用した教育の充実」のところでは、ICTの活用について、教員や子どもの力量を踏まえて、どの程度までできれば良いのか、という形を提示してもらえると、教員も分かりやすいのではないかと、この御指摘を頂戴いたしました。

御指摘に対しまして、タブレット端末の利用については、令和3年4月から8月までの試行期・実践期を経て、9月から本格実施となります、とした上で、児童・生徒に配備したタブレット端末については、教科の学びを深める、教科の本質に迫るといった、これまでの教科学習を深化させるための道具と捉えて活用を進めていくものと認識しています。必要なスキルの目安については、低学年等では一定程度想定されるものの、それ以上の段階では、機器やソフト等の機能実装により日々進化するものであると捉えています。こうしたことから、一律に示すのではなく、学校ごとの教育実践を集約し、各学校で共有できる仕組みを整えていくことで、各校の教育活動を支援していきます、としたものでございます。

続きまして、(2)東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした教育の推進です。

こちらは、4事業が対象となっております。

14番の「障害者理解教育の推進」について、日本の社会全体として、障害者差別というものなかなか解消されていかないこの状況において、子どもたちに対する障害者理解教育は、日常的なところで土壌を耕していくという意味で、長い目で見るととても重要なことである。今後は、障害者スポーツの体験にとどまらず、取組をもっと広げて進めていくべきではないかと、この御意見を頂戴したものでございます。

御意見に対しましては、共生社会の実現に向けて、主体的に行動できる区民を育てていくためにも重要な取組であり、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会終了後も継続して実施していく必要があると考えています、とした上で、障害者理解教育については、障害者スポーツの体験にとどめることなく、社会福祉協議会等の機関と連携・協力することで、子どもたちがさまざまな障害をもつ人々と交流しながら学習を進めることができるようにし、知的障害やその他の様々な障害についても理解を深めることができるようにしていきます、

としているものでございます。

また、17番の「国際理解教育及び英語教育の推進」のところでは、「国際理解教育及び英語教育の推進」に取り組むにあたっては、英語教育だけが国際理解教育ではないことに留意すべきである、との御指摘を頂戴いたしました。

御指摘に対しましては、国際理解教育については、各教科等の授業における取組はもとより、大学や日本語学校の留学生との交流、大使館との交流、海外在住経験のある児童・生徒や保護者の体験談、JRC（Junior Red Cross、青少年赤十字）部の活動等、学校の実態に応じて多様な取組を行っています。今後も、異文化理解や共生の態度を育ていけるよう、地域との連携・協力による取組を進めてまいります、としたものでございます。

続きまして、（3）いじめ・不登校等の防止の5事業についてでございます。

53番の「いじめ防止対策の推進」のところで、いじめは、「いじめ」とカテゴライズされると同時に、例えばLGBTQ、外国人差別、障害者差別等をそこに含むものであることがある。その場合には、人権教育や国際理解教育等、それぞれの観点からの啓発や教育、研修が重要である、という御意見を頂戴してございます。

御意見に対しましては、「新宿区いじめ防止等のための基本方針」では、いじめの未然防止に向けた取組として、人権教育の充実を掲げ、あらゆる偏見や差別の解消を目指す人権教育の一層の充実を図っています。具体的には、生活指導主任会や夏季集中研修において人権課題を定期的に設定し、教職員の意識向上に取り組んでいます、としたものでございます。

続いて、（4）教職員の勤務環境の改善等についてです。

72番の「教員の働き方の意識改革等」のところで、学校では、昔は無制限に残っている先生も多かったが、働き方改革の動きが始まってからは、先生方の意識も変わった、という実感がある。

時間を意識して、その中で成果を表すということが大事である。勤務時間が減ってきたのは良い傾向であると思うので、引き続き支援いただければと思う、という御意見を頂戴いたしました。

御意見に対しましては、タイムレコーダーによる勤務時間の可視化は、個々の教員の勤務時間に対する意識の向上につながっています、とした上で、今後も、学校管理職向けの研修等の実施により、教員の働き方改革に対する学校管理職の意識を向上させ、学校管理職が中心となって勤務環境を改善することができるよう、各校を支援していきます、としているものでございます。

また、74ページでは、その他の事業といたしまして、9番の「サイエンス・プログラムの推進」と、42番の「図書館利用機会の充実（「毎日開館体制」の構築）」及び46番の「絵本でふれあう子育て支援事業」についても御意見を頂戴しておりますが、こちらにつきましては、後ほど御確認いただければと思います。

以上が、主な評価対象事業に対する御意見でございます。

次に、それぞれの学識経験者の先生方から、総括的な御意見を頂戴しておりますので、御紹介いたします。

初めに、浅田先生からですが、この間の学校教育を振り返ると、新学習指導要領や新しい教育方針に基づいた取組を始めたところで、新型コロナウイルス感染症の影響を受けてしまい、さまざまな取組に予算をかけても、実施できなかったことは残念であった、とした上で、子どもたちからは、学校の中では、勉強のことよりも、人と関わるのが楽しいという声を聞いていたので、この状況が早く解消され、楽しく学校に登校できるようになればと思う。

また、地域協働学校も全小・中学校に展開され、地域とともに歩む学校という将来像が定着してきている。コロナ禍において、活動をしたくてもできない、そういったことができるようになれば、子どもたちにとって、もっと楽しい学校になっていくのではないかと思う、といった内容のものでございます。

次に、藤井先生からは、コロナ禍でのオンライン授業も見据えると、子どもたちに自分の学びを自分でコントロールする力、自学自習の力をいかにつけさせるかが重要である。子どもたちが集まって、お互いの意見を交換したり、考えを深め合ったりするということが学校の存在意義の大きな一つであるが、今後は改めて、一人でできることと、友達と一緒にできること、どちらも楽しいと思えるような教育活動が必要である、とした上で、そのためには先生の力量が求められる。「令和の日本型学校教育」では、先生に求められる能力としてファシリテーション能力が加えられており、子どもたちの良さや、いろいろな学びを引き出したり、促したりすることが期待されている。学校は、自分の学校のことはよく分かるが、区全体のことが見える教育委員会がやるべき仕事には、非常に重要なポイントがある。教育委員会が先生をうまくリードし、教育の方向性を示すことで、区全体の教育活動が充実していくのではないかと、といったものでございます。

最後に、仲田先生からは、PDCAという、計画通りにしなければならぬと考えがちであるが、考えてみれば、本来、学校教育とは児童・生徒の実態に合わせてその場でアップデートしていくものであり、計画通りにいくかどうか全てではないものである。その意味



では、自己決定力が極めて問われる年であったと思う。予定通りにいかなかった残念さはあるが、むしろ「こうやってやれた」という経験を活かし、個々の教職員、個々の学校が、児童・生徒の最善の利益のために裁量を発揮していただきたい、とした上で、ICTが導入されると、個別化に進みがちになることから、「自学自習」の力が問われるというのも確かである。しかし、同時に、学校には「共学共習」という部分があってこそ学校教育の意義が生まれる。本質は、協働的な学びができるということであると思う。ICTが導入されることで、教師の持つ力というものがますます問われるとともに、「主体的・対話的で深い学び」の質をどう高めるかが課題になる。この実現に向けて、引き続き、先生方に対する働き方の条件整備に取り組んでいただければと思う、といったものでございます。

最後に、78ページのところですが、こちらはまとめといたしまして、1つ目の丸印のところでは、令和3年度の総括について、2つ目の丸印では、新宿区版GIGAスクール構想の取組について、3つ目の丸印のところでは、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした教育活動について、そして4つ目の丸印では、いじめ・不登校等の防止について、最後に、次ページの5つ目の丸印のところになります。こちらは本報告書の締めくくりについて、それぞれまとめたものでございます。

それでは、議案書にお戻りいただきまして、第36号議案の提案理由です。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成する必要があるためでございます。

大変長くなりましたが、説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

第36号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

○今野委員 3人の学識経験者の方から評価いただいて、個別事業については、それぞれ個別に御意見をいただき、今、御紹介がありましたように、76ページから総括的な意見も掲載されています。総括的な意見を見ると、新宿区の教育の進め方については、非常に積極的に評価をいただいております。総括的には、おおむね順調に推移したのかと改めて思ったところであります。

仲田先生から、ICTが導入されると、どうしても個別学習になりがちで、共学共習という部分がなかなか難しくなり、今の教育課程での、主体的・対話的で深い学びとどうリンクさせていくのが、これからの大きな課題になるという御指摘をいただいて、これからどの

ようにICTで具体的な成果を出していくのか、ということが大きな課題になってくるのではないかと思います。

その点での大きな方向性や、ポイント的にはこんなことがこれから考えられるのではないかと、ということがあれば、教えていただけますでしょうか。

○**教育指導課長** 確かに、タブレット端末などのICT機器の活用により期待されるものの一つとして、個別最適化というものがあります。例えばデジタルドリルでは、児童・生徒の解答の状況に合わせて、新たな問題が提示されることがあります。これにより、今まで先生が時間をかけてやっていたことを機械を使ってよりよい指導につなげていく、ということになります。ですので、学校の本質そのものが大きく変わるというようには捉えておりません。

学校は、勉強をするところですが、みんなで何かをするということでもあります。

社会的に、個の力を上げていくことは当然必要だとは思われますが、やはり集団で何かに取り組む力を育成することが求められてきます。その時に、子ども達自身がICTをどのように使えば、いろいろなことが効率的にできるのか、考えることが必要だと思います。教師の側からすれば、ICTを使うことでより細かく子ども達を見ていけるのかという視点で、私どももそうですし、学校でも考えているところでございます。

ただ、まだ導入して間もないことから、しばらくは時間を頂戴していく中で、その辺りの部分が変わっていったり、高まっていったりするのではないかと考えているところでございます。

○**教育長** 私も、仲田先生のご意見にあるように、計画どおりにいくかどうかということではなく、計画どおりいかないところで学んでいく、これからはおそらくICTとかバーチャルなところにいきがちですけれども、だからこそ子どもたちの体験を大切に、その中で自己肯定感や生きていく力を身につける、そうした教育を進めていきたいと思っているところです。

他に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第36号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○**教育長** 第36号議案は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

---

◆ 報告1 区立幼稚園の二次避難所から一次避難所への組入れについて

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。報告1について説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○危機管理課長 それでは、区立幼稚園の二次避難所から一次避難所への組入れについて、御説明させていただきます。

区では、地震等の大規模災害の際に家屋倒壊、焼失等によって住む家がなくなった方、または、その被害のおそれがある方のために、区立小中学校等を「一次避難所」として、また、高齢者、障害者、乳幼児親子、妊婦の方なども含めまして、一次避難所での生活が困難な方を収容するために、福祉施設や区立幼稚園等を「二次避難所」として、災害対策基本法に基づいて指定をしております。

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、一次避難所において、ゾーニング、陽性者や発熱されている方と一般の方を分ける、というようなことや、それぞれ避難者ごとのディスタンスを1～2m確保する、ということが課題となっていることから、小学校に併設している区立幼稚園を、一次避難所として利用していくというものでございます。

区立小学校と同一敷地内にある区立幼稚園として、四谷第六幼稚園から淀橋第四幼稚園までの14園を記載させていただいております。この他、もう一か所、区立幼稚園で西戸山幼稚園がございしますが、小学校と同一敷地内ではないということで、指定から外させていただきました。

変更理由でございます。

国が定める、発災直後の避難所の生活スペースという考え方がございます。発災直後は3.3㎡に2人、一人当たり畳一畳程度という考えがございましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けまして、避難所での感染拡大防止対策として、避難者間の距離を1～2mほど取る必要が生じています。

また、一次避難所の運営につきましては、防災区民組織、これは、町会・自治会が母体となりますが、そうした組織と区の職員、または、PTA関係者や消防であったり、そうした方々が、平成11年に起こった阪神・淡路大震災を契機に、自主的に運営をしていく体制を取っていかうということで、避難所運営管理協議会というものを、現在設置しております。協議会の方々からも、小学校と幼稚園が同じ敷地内にあるのであれば、一体的に運営したほうがいいのではないか、という御意見をこれまでもいただいていたところでございます。

このような状況を踏まえまして、一次避難所での要配慮者専用スペースの確保、また、感染症対策として、一次避難所と同一敷地内にある幼稚園舎を一次避難所の一部として利用を

していきたいと考えております。

なお、このことにつきましては、今後、当該校の学校長または避難所運営管理協議会の方々に説明をいたしまして、利用について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○**教育長** 説明が終わりました。

報告1について、御意見、御質問のある方はお願いいたします。

○**年綱委員** 一次避難所だと、同じ敷地内に小学校と幼稚園があるので、何らかの連絡はできると思いますが、独立園である西戸山幼稚園は小学校から離れているので、連携・連絡体制はどのようになっていくのでしょうか。

○**危機管理課長** 連携・連絡体制というところで、今まで、小学校、中学校、協定を結んでいる都立学校などもあるのですが、まずはそちらに一次避難所を開設いたしまして、その後、必要に応じて要援護者のための幼稚園や地域交流館、または協定を結んでいる特別養護老人ホーム等に、二次避難所と言われる福祉避難所を開設していくというように決めております。

そうした中で、避難所運営管理協議会は、もちろん町会・自治会の方が中心ではありますが、区といたしましても、地域活動配員というのが、一特別出張所当たり100名程度おまして、避難所運営支援に入っていきます。また、防災行政無線というのも整備してあります。無線機であるとか、地域活動配員が状況を確認しながら、西戸山幼稚園の受入体制が整っているかどうかを確認した上で連携を取って、必要がある場合は、乳幼児を連れた親御さんについては、小学校から幼稚園のほうに移っていただく等の対応をしていく、というように考えております。

○**教育長** 他に御意見、御質問のある方はお願いいたします。

○**山下委員** そもそも論になりますが、一次避難所では生活が困難な人を収容するために、二次避難所としてわざわざ分けていた理由がおそらく最初にあったと思うのですが、それはなぜ分けていたのでしょうか。

○**危機管理課長** もともと指定避難所という法律に基づく考え方で、小学校等の一次避難所と二次避難所と、2つの避難所の考え方がございまして、市区町村においては、2つの一次避難所、福祉避難所を指定する、というようになっていることから、分けて運用しているところでございます。

○**教育長** 山下委員の質問は、今まで二次避難所にしていたところがなくなってしまうと、二次避難所の受入れキャパが足りなくなってしまうのではないかと、ということだと思っております。

が、その辺りはどうなんでしょうか。

○危機管理課長 二次避難所というのが現在、区立の地域交流館、幼稚園の他に協定を結んでいる特別養護老人ホームなどを含めて83か所ございます。

一次避難所というのは、区立小・中学校、都立学校、協定を結んでいる私立学校などを含めて51か所ございます。二次避難所が減少した場合、その二次避難所で受け入れようとしていた避難者数についてはどうなるか、というお尋ねかと思いますが、幼稚園はもともと、乳幼児を連れた方または妊婦の方、そうした方を対象として使っていただくということですので、最初の段階から、小学校避難所と同じく開設をして、避難の受入れの時点で、御意思を確認しながらになります。幼稚園舎のほうも利用できますということで使っていただく。そうしたことから、絶対数、受入れの人数については変わりはないというところでございます。

○教育長 もともと一次避難所に来た中で、乳幼児を連れた方を幼稚園のほうに入れる計画だったということですね。

○山下委員 そういう分け方ですね。分かりました。

○教育長 よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 他に御意見、御質問がなければ、報告1の質疑を終了します。

それでは、ここで危機管理課長には御退席いただきます。ありがとうございました。

[危機管理課長 退席]

---

◆ 報告2 令和3年第3回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について

◆ 報告3 新宿区立女神湖高原学園指定管理者の事業評価について

○教育長 引き続き、事務局から報告を受けます。報告2及び報告3について説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○次長 それでは、令和3年第3回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について、御説明させていただきます。

なお、今回、質問数が多くございまして、そのうちパラリンピックの学校連携観戦及び新型コロナウイルス関係について、重複して御質問をいただいておりますので、重複する部分につきましては、割愛し、説明をさせていただければと思います。

最初に、新宿未来の会からご報告をさせていただきます。

代表質問の1点目、成年年齢18歳への引き下げについてということで、若者の契約活動によるトラブルを未然に防ぐため、一般的な契約という概念や法律についての教育が大切だと思うがお考えは、という御質問です。

教育長答弁です。

小学校の社会科では日常生活を支える大切な法や決まりなどについて、中学校では契約の重要性や社会生活における法の意義などについて学習している。今後も、各家庭とも連携を図りながら、消費者教育に取り組んでいく、と答弁いたしました。

2点目、プログラミング教育及びアクティブ・ラーニングについてということで、(1)プログラミング教育こそ肝要であると考え、(2)アクティブ・ラーニングの手法はとても大切だと思うが見解を、という御質問です。

教育長答弁です。(1)につきましては、児童・生徒のプログラミング的思考を育むため、「プログラミング学習の目的や意味を理解させること」とともに、算数では数量や図形についての感覚を豊かにし、正多角形の作図でデジタルコンテンツの活用を通し、表現力を高めること、理科では電気やエネルギーの分野で与えた条件で実験機器が動作していることを考察し、条件を変えることでさらに動作が変化することを見つけるなどの学習を進めている、と答弁いたしました。

(2)のアクティブ・ラーニングにつきましては、教員の一方的な講義形式とは異なることや、急激な社会変化の中でも学校教育における質の高い学びの実現と生涯にわたり児童・生徒が能動的に学び続けるために、アクティブ・ラーニングによる手法は大切だと考えており、今後も各校と連携し、知識・技能の習得のみならず、生きる力を育む教育を支援していく、と答弁いたしました。

続きまして、一般質問です。

1点目、時代に即した学校等教育施設の運用について御質問をいただきました。

(1)区内の学校プールの老朽化の状況は、(2)老朽化プールに対し、再整備や改修以外の検討はされているのか、(3)教育委員会として葛飾区の区営のスポーツセンターや民間のスポーツクラブのプールを活用する事例をどのようにとらえているのか、という御質問です。

次長答弁です。

(1)について、学校プールについて設置から50年以上経過する学校は、小学校で10校、

中学校で4校となっている。

(2) について学校プールの維持管理に当たり、水質管理のための濾過装置は10年から15年の周期を基本として修繕している。過去15年の間に、新しい学校や保守委託を実施している学校を除いて、全ての学校で修繕又は更新工事を実施しているため、再整備や改修以外の検討は行っていない、と答弁いたしました。

(3) の葛飾区の事例に対する答弁です。

葛飾区の事例である施設のインストラクターと教員がともに水泳指導を行うことについては、指導者が増え、泳法指導に関して専門性の高いインストラクターが関わることにより泳法を身に付けやすくなる効果があると考えます。

一方、学校プールで水泳指導を行うことについては、移動の必要がないため時間の節約や安全確保ができるメリットがある。日頃から関わっている教員が指導することは、専門性のあるインストラクターが指導するよりも児童・生徒との関係性を生かした指導ができ、効果的であると考えている。

学校プールは、授業で使用する他、学校施設開放事業として地域との機能共用を図っていると同時に、プール水を災害時に防火用水や避難所を開設した場合の便所洗浄水等としても利用するため、重要な施設であることから、葛飾区のように学校プールを持たずに民間施設を利用するという事は検討していない、と答弁いたしました。

続きまして、自由民主党新宿区議会議員団です。

代表質問の1点目、ひきこもりについてということで、コミュニケーションの中に自分の存在意義を感じられるような教育をすることも大切なのではないかと思うが、考えを聞かせていただきたい、という御質問です。

教育長答弁です。

不登校の要因分析からは、「他者とのコミュニケーションの不得手」が不登校につながる大きな要因となっており、他者と良好な関係を保つためには、ご指摘の「自己肯定感」と「コミュニケーション能力」の育成が不登校の未然防止に重要であると認識している。

今後も、教職員が子どもたちの気持ちに丁寧に寄り添い、自己肯定感を高める声掛けや円滑なコミュニケーションのサポートを行いながら、子ども一人ひとりが社会への適応力を伸ばしていけるよう引き続き取り組んでいく、と答弁いたしました。

2点目、ウィズコロナにおける学校教育についてということで、(1) 教育ビジョンにおいて、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした教育の推進」に位置

づけ、取組を進めてきた、「国際理解教育及び英語教育の推進」、「伝統文化理解教育の推進」、「障害者理解教育の推進」、「スポーツへの関心と体力の向上」の4つの教育活動について、それぞれの取組の成果と今後の展望について所見を伺う、という御質問です。

(2) パラアスリートの姿を直接目にできたことは、大変貴重な機会となったと捉えているが、その所見は。

(3) パラリンピックの学校連携観戦についても、大きな成果が得られたのではないかと子どもたちの感想も含め、今後の障害者理解教育を推進する決意を聞かせてほしい。

(4) 教育委員会にあっては、新型コロナについて危機管理としての感染症対策には十分に取り組んでいるが、危機管理面での特段の対策はどのように行われているのか。

(5) 日本経済新聞のオンライン授業に関する調査に対し、新宿区教育委員会は「一部の学校のみ対応できる」、「ほとんどの学校で対応できない」との回答であり、このことは教員の指導スキルのばらつき等に起因するものと思われるが、どのようなことによるのか、という御質問です。

教育長答弁です。

(1) の「国際理解教育及び英語教育の推進」については、「英語キャンプ」を実施してきた。キャンプ実施後の事後学習では、新宿シティハーフマラソン大会のボランティア従事や新宿御苑・国立競技場周辺での外国人観光客に対する都市ボランティア体験等を通じて、英語キャンプでの取組の成果を発揮する機会の提供や、語学習得への意欲が高まる取組を工夫して実施してきたところである。今後もより多くの子どもたちが体験できるよう取組を推進していく。

次に、「伝統文化理解教育の推進」については、小学校では日本舞踊・落語・和妻・狂言の体験教室を実施するとともに、中学校では和楽器の体験や染色業の学習を実施してきた。今後も子どもたちが伝統文化や芸術などに触れる機会の充実に向けて、引き続き取り組む。

次に、「障害者理解教育の推進」については、全ての区立小・中・特別支援学校で障害者スポーツ体験を軸とした障害者理解教育を行ってきた。5つの種目から1つを選択し、教育課程に位置付け、体験的な学習を、また、区立幼稚園・幼保連携型子ども園では、保護者と幼児が共に障害者スポーツを体験する「親子deボッチャ」を行った。

今後も、東京2020パラリンピックのレガシーとして障害者スポーツ体験を軸とした障害者理解教育を継続していくとともに、障害者スポーツ団体や社会福祉協議会等と連携しながら、知的障害等、他の障害にも学習内容を広げ、更なる充実を図っていく、と答弁いたしました。



次に、「スポーツへの関心と体力の向上」については、「スポーツギネス新宿」の取組により、児童・生徒の運動に対する関心が高まり、物事に挑戦していく態度の育成につながっている。今後は、「スポーツギネス新宿」の内容の充実の検討、体力テストの結果についても分析し、体力向上への取組の充実につなげていく。

(2) 東京2020パラリンピックの学校連携観戦は、選手の活躍や大会を支えるボランティアの方たちの姿を実際に「観る」ことで、オリンピック・パラリンピック教育の集大成として位置付け、実施した。これまで障害者スポーツ体験を軸に実施してきた障害者理解教育の学習を踏まえ、東京2020パラリンピックを観戦したことで、児童・生徒にとって、かけがえない記憶に残る取組になったと認識している。

(3) 教育委員会では、障害者スポーツ体験や障害者スポーツ選手との交流が、子どもたちにとってより意義のある学びになるよう取組を進めてきた。

特に事前・事後の学習を重視し、区の独自教材を作成して、学校での指導で活用できるようにした。パラリンピック等について学び、体験に向けて準備する事前の学習と体験を価値づける事後の学習を充実させ、子どもたちは体験したことの意味を自ら考えることができるようになった。

(4) 危機管理面での特段の対策については、新型コロナウイルスによる感染が増加する中、学校内に外から新型コロナウイルスを持ち込まないため、児童・生徒に発熱や鼻水等の症状がみられる場合や、児童・生徒に症状がなくても同居する家族に発熱などの症状がある場合には登校を控えるよう、保護者に対して依頼しており、同居する家族が濃厚接触者となったことでPCR検査を受ける場合についても、当該家族の陰性が判明するまでの間は登校を控えるよう、依頼している。

(5) オンライン授業を念頭に置いた対応について、これまでデジタルドリルや協働学習支援ツール等によるオンラインを活用した学習指導についての環境整備を行ってきた。加えて、臨時休校を想定した同時双方向型のWEB会議システムを活用した学習指導については、9月中を目途に準備を完了する計画で進めている。日本経済新聞から調査を受けた段階では、同時双方向型のWEB会議システムを活用した学習指導を行っていたのは一部の学校であったことから、「一部の学校のみで対応できる」と回答した。

教員のオンラインを活用した学習指導に係る研修については、これまで全校のICT推進リーダーを対象に研修を行い、各校にはICT推進リーダーからその内容を伝えている。今後は、教育課題研究校の研究発表を通して、GIGAタブレット端末の有効活用や児童・生

徒への指導方法について、区内全教員で情報を共有する。更新されたアプリケーションの機能や活用事例、同時双方向型のWEB会議システムを活用した学習指導方法に係る研修を11月に計画しており、教員の指導スキルの向上を目指す。

次に、一般質問の1点目、新宿区の限られた自然の中で、アメリカザリガニとミドリガメが特定外来生物に指定されることについて、という御質問です。

現状、区立学校では外来種とその影響に関しては中学校の理科の教科書に記載があり、公園でザリガニを釣ったり、飼ったりするのは小学生が多いように思うが、取り扱われている学年とザリガニに興味がある年頃にギャップがあり、今後、何らかの教育や指導が必要ではないか、という御質問内容です。

次長答弁です。

小学校2年の教科書では、生き物を飼育するときの約束事として、アメリカザリガニを採りに行く前に先生と相談して飼い続けられるか話し合うこと、飼っているアメリカザリガニを外に放したり逃がしたりしないようにすること、おすとめすは分けて飼うことなどについて取り上げている。各校での学習指導の際には、適切な指導を行っていくよう周知していく、と答弁いたしました。

続きまして、新宿区議会公明党です。

1点目、障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備についてということで、

「医療的ケア児支援法」が9月から施行されたが、今後、学校においてどのような対応を考えているのか、という御質問です。

教育長答弁です。

教育委員会では、看護師等の人員配置、医療的ケアの実施体制、校内の安全管理体制、医療機関との連携、緊急時の対応等、医療的ケア児が保護者の付き添いがなくても、安全かつ安心して学校生活を送ることができるよう、先行自治体の視察なども行い、様々な観点からの検討を重ねている、と答弁いたしました。

2点目、学校における安全・安心についてということで、(1)は割愛しまして、(2)登校しなくても授業を受けることができるオンライン授業について、具体的な検討を進めるべきと考えるが、いかがか。

(3)今後の校外活動の方針についての所見を伺う、という御質問です。

(4)は割愛しまして、(5)新型コロナウイルスの感染状況によっては、校外活動だけでなく、登校も自粛することもあるかもしれないが、そのことによって決して児童・生徒間

の分断を生じさせてはならないと考えるが、所見を伺う。

(6) 千葉県八街市で起きた、下校中の小学生の列にトラックが突っ込んだ痛ましい事故を踏まえ、区立小学校の通学路に関する安全対策について伺う、という御質問です。

教育長答弁です。

(2) の臨時休校を想定した同時双方向型のWEB会議システムを活用した学習指導については、9月中を目途に、全校が接続テストを完了する計画で準備を進めている。

(3) の今後の校外活動の方針については、これまでの間、学校はもとより、子どもたち自身においても感染対策の取組が定着し、例えばソーシャルディスタンスを確保できない場合は自然と会話を控えるなど、日常的な感染防止の取組が徹底されている現状を踏まえ、2学期以降、都内における校外活動については、活動の幅を広げることとした。

なお、移動教室や夏季施設については、宿泊により生活を共にすることによる感染のリスクや、今後全校での統一した延期は困難な状況を踏まえ、校長会との協議により中止を決定し、小学校PTA連合会会長会へもその判断について説明させていただいた。

今後の校外活動については、消毒の徹底や、公共交通機関利用の際の乗車時間の制限・利用時間帯の工夫など、万全の感染対策に取り組むとともに、都県境を超える活動等の再開のあり方についても検討し、可能な限り、子どもたちの学習機会の確保に取り組んでいく。

(4) は割愛しまして、(5) については、児童・生徒間に分断を生じさせないことは重要であると考えている。学校では、新型コロナウイルス感染症に起因する偏見や差別、いじめ等を防止するため、子どもの気持ちに寄り添って話を聞き、差別につながるような言動を見逃さず、相手の気持ちを思いやれるよう指導している。

(6) について、教育委員会では7月下旬に、通学路において「幹線道路の抜け道になっている箇所」や「車の速度が上がりやすい箇所」、「大型車の進入が多い箇所」などを重点的に確認する調査を、全区立小学校に依頼した。この結果、15校から点検が必要な箇所の報告があり、現在、この15校について、警察や道路管理者等と交通安全総点検を進めているところである、と答弁いたしました。

ここから重複いたしますので、18ページまでお進みください。

続きまして、立憲民主党・無所属クラブの一般質問です。

1点目、コロナ禍における自殺防止対策についてということで、児童・生徒の自殺を防止するためには区、教育委員会、学校、保護者、地域など、地域社会全体で連携を強化した取組が必要と考えるがいかがか、という御質問です。

次長答弁です。

児童・生徒の自殺を防ぐために、これまで教育委員会では教育活動の中で様々な取組を進めてきた。定期的に学級内における人間関係を把握するため、hyper-Q Uやふれあい月間におけるアンケートを実施し、結果を学級担任だけではなく、学年主任・養護教諭など複数の教員で分析し、状況を把握して、把握した内容は、学校全体で児童・生徒の状況を共有し、一人ひとりに寄り添った対応をしている。

学校生活における様々な悩みや不安に対しては、児童・生徒や保護者を対象にスクールカウンセラーがカウンセリングを行い、教職員と連携し、児童・生徒の心の健康保持に努めている。いつでも相談できるよう、休日や夜間など学校以外の相談窓口の一覧を学校で配布しており、今後も取り組んでいく、と答弁いたしました。

続きまして、スタートアップ新宿です。

1点目、学校についての（1）前回の質問を踏まえてということで、「小学校の欠席届をオンライン化してほしい」ということを令和3年第2回定例会で質問したが、まだ十分に周知されていない様子であったが、いかがか。

（2）タブレット端末でランドセルがさらに重くなった、という意見があるが、どのように対応するのか。

（3）タブレット端末はゲームで利用されている一方で、フィルタリングが厳しすぎたり、プログラミング等の学習ツールをインストールできないという実態もあり、柔軟性も必要と考えるが、いかがか。

（4）は割愛しまして、（5）オンライン授業を出席として認めるべきではないか、という御質問です。

教育長答弁です。

（1）について、9月10日時点で、新宿区内のすべての小学校・中学校が導入済みもしくは導入を予定している状態になっており、予定している学校については、引き続きシステム上の支援や実際の運用についてのサポートを行うなど適切に対応し、また、併せて電話確認を適宜行い、子どもの安否、健康状況をきちんと確認をしていく、と答弁いたしました。

（2）について、平成30年9月に児童・生徒の携行品に係る配慮について、「学校へ置いて帰るもの、持ち帰るものを整理し、保護者へも周知すること」、「長期休業前後は無理なく計画的に携行品を持ち運ぶことができるよう配慮すること」などを各校に通知している。

各校ではそれを受け、家庭学習で使用しない教科書やノート等は学校に置いて帰る、学年

や学校として持ち物についてリスト化し周知するなどの対応をしている。

タブレット端末の配付により、児童・生徒の荷物が増えたことを踏まえ、改めて各校で児童・生徒の携行品について整理をし、適切な対応を進めるよう周知していく。

(3) について、新宿区で使用しているタブレット端末では、全国的に多くの自治体で使用されているセキュリティソフトを適用している。児童・生徒におけるインターネットの利用については、学校と情報を共有し、協議を行いながら一定の制限をかけ運用している。また、プログラミング等の学習ツールを各家庭でインストールすることについては、情報セキュリティの観点から制限しており、学校からインストール申請があった場合には、内容を確認して必要なものをインストールしている。今後も、適切に対応を行っていく、と答弁いたしました。

(4) は割愛しまして、(5) について、教育委員会では、令和3年2月19日付文部科学省通知をもとに、オンラインによる学習指導について、各校へ指導している。臨時休校や出席停止の場合にオンラインによる指導を受けた時については、出席と認めることはしていない。今後も、引き続き国や都の動向を注視していく、と答弁いたしました。

続きまして、ちいさき声をすくいあげる会です。

1点目、路上喫煙と受動喫煙、区立公園の喫煙所についてということで、児童・生徒に最初の1本を吸わせないための教育と、子どもをたばこや煙に近づけないための対策が求められるが、教育委員会の取組を示していただきたい、との御質問です。

教育長答弁です。

児童・生徒に最初の1本を吸わせないための教育として、喫煙が健康に与える影響について、小学校第6学年、中学校第2学年の保健の学習の中で、喫煙による思考力や運動能力の低下、咳が出るなどの症状が現れることや、喫煙開始年齢が早いほど健康に与える害が大きくなることを指導している。中学校では、ニコチンの作用などにより依存症になりやすいことについても指導している。今後も、児童・生徒が健康の大切さや病気の予防について理解し、生涯にわたって自己の健康を保持・増進できるように指導していく。

また、子どもをたばこや煙に近づけないための対策としては、平成15年に施行された健康増進法を受け、たばこの受動喫煙防止措置として「学校における完全分煙」に取り組んできた。その後、健康増進法の一部改正により、令和元年7月1日から敷地内禁煙が施行されることに先駆け、平成30年4月1日から新宿区立学校全校において敷地内の全面禁煙を実施している、と答弁いたしました。

次に、最後になります。社民党新宿区議会議員団です。

1点目、新型コロナから区民のいのちと健康を守る施策についての（2）でございます。

国は、感染拡大防止策として、小・中学校での抗原検査を行うための抗原簡易キットを各校に配布すると聞いているが、早期発見には有効とも思うが、学校現場では戸惑いもあると思う。いつどのような手法で、誰がどこで行うのか、検査対象者を誰にするのか、という御質問です。

教育長答弁です。

（2）について、抗原簡易キットによる検査は、抗原簡易キットによる検査に関する研修を受講した教職員の立会いの下、検査対象者が自ら検体を鼻腔から自己採取する方法により行う。検査対象者は、基本的には教職員のうち、出勤後、体調に変調を来した者で、医療機関を直ちに受診できない者であるが、小学校4年生以上の児童・生徒にも抗原簡易キットが使用可能であることが文部科学省から示されており、検査に立ち会う教職員が自己採取する児童・生徒に十分な指導ができるよう、抗原簡易キットによる検査に関する研修の受講を各小・中学校に対して促し、早急に検査体制を整備する、と答弁いたしました。

令和3年第3回定例会における教育委員会の主な答弁については、以上でございます。

○教育長 説明が終わりました。

続いて、報告3について、説明をお願いします。

○教育支援課長 それでは、新宿区立女神湖高原学園指定管理者の事業評価について、御報告させていただきます。

まず、事業評価の目的でございますが、指定管理者が実施した令和2年度の管理業務について、協定書等に基づき適正に行われたか、また、施設の設置目的に沿って適正に運営し、施設利用者へのサービス向上がなされたかなどの点から、検証することを目的に行っております。

なお、評価結果につきましては、今後の管理業務に反映し、より良いサービスを提供するため、公表及び指定管理者に通知させていただきます。

次に、評価対象は、資料に記載のとおりでございます。

次に、事業評価委員会の構成でございますが、ステープラー留めの資料、事業評価結果に参考資料で要綱をつけさせていただいております。その裏面の別表（第3条関係）に委員の氏名を記載しております。外部委員が2名で、社会教育委員の方と公認会計士の方、また、内部委員を学校長も含め4名指定させていただいております。

説明資料にお戻りいただきまして、事業評価委員会の開催内容でございます。

開催日時は、記載のとおりでございます。今年度、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮しまして、書面会議により評価を実施させていただきました。

次に、評価結果でございます。総合評価2.7ということで、これにつきましては、全体評価が4段階のうちの3の「良」ということで評価結果をつけさせていただいております。

詳細につきましては、ステープラー留めの資料の別紙1のところに評価結果をつけておりますので、こちらを御覧いただければと思います。

まず、評価項目の1番、施設の運営に関することは2.7の評価になっております。その右側の(1)利用率・稼働率ですが、昨年度は実績が10.5%ということで、これにつきましては、ステープラー留めの資料の最後のページに、参考資料ということで、令和2年度の事業実績を一覧表でまとめさせていただいております。

一番下の枠囲みのところ御覧いただきますと、4月1日～7日までは通常営業ですが、利用自粛要請をさせていただき、その後、緊急事態宣言の発令を受けまして、4月8日～6月19日までは全て休館、6月20日～9月6日までは、昨年度、空調工事や区民棟の屋根の改修工事を予定しておりましたので、そのために休館を行いまして、9月7日から年度末までは客室数を半分にして、かつ利用の自粛要請を行わさせていただきました。そうしたことがあり、一般利用の延べ利用者数を御覧いただきますと、1,123人ということで、令和元年度が4,120人でしたので、かなり大幅な減というような状況になっております。

別紙1の評価結果にお戻りいただきまして、2番の利用・サービスに関すること、こちらは3.0の評価になっております。特に(4)の利用者対応・接遇についてでございますが、一般利用アンケートにおいて、接客について93.4%の方が「満足」と回答していただき、「不満」の評価が0件であることから、良好な接客サービスが提供できたものと高く評価を受けております。

続いて、3番の施設・設備の管理に関することは、2.8の評価になっております。ただ、右側の(2)を御覧いただきますと、老朽化が進む中、今年1月になりますが、夜間に天井板が落下する予期せぬ事故が起こったことから、幸いけが人などはおりませんでした。こういった事態を受けて、区施設課などとも連携したさらなる安全管理の徹底を求める、というような御指摘をいただいております。

続いて、4番の管理運営経費に関することは2.5の評価、5番の事業に関することは2.3という評価になっておりまして、一番下の総合所見のところ、高く評価できる点につつまし

ては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休館期間の長期化や学校利用の中止により、計画した事業を実施できなかったことは残念ですが、その中でも利用者満足度の高いサービス提供や安心してもらえる感染対策がなされたことは、高く評価をいただいております。

改善を要する点としましては、管理棟で天井板落下が発生したことから、施設の老朽化に伴う安全管理については、適切な対応を、という御指摘をいただいております。

区として検討すべき点といたしましては、今後、一般利用が通常化する際には、空調改修工事や屋根改修工事の終了に伴い、より心地よく快適に過ごせるようになった施設・設備を生かすとともに、引き続き、感染対策の徹底を図りながら、利用者の増加につなげる取組の検討が必要、という御意見を頂戴したところでございます。

御報告は以上になります。

○教育長 説明が終わりました。

報告2について御意見、御質問のある方はお願いいたします。

○星野委員 2つあるのですが、1つは、パラリンピックの学校連携観戦についてです。資料の12ページに「間に合わない」という理由でPCR検査を行わなかった、という記載がありますが、臨時会が8月25日で、その日の時点で江東区と港区はこのPCR検査を行って、もし陽性者が見つかった場合にその対応が難しいという理由も含めて、参加を辞退したと思うのですが、25日に分かっていた時点で、9月1日の参加に間に合わないというのは、正直言って理由にならないのではないのでしょうか。当時の状況やどんな説明を受けていたかは分かりませんが、今では1日で結果が出ますので、どうしてこういうことになったのか。正直言って、参加すること自体は、きちんと対応していますので、そこで感染が増えるとはこちらも考えてはおりませんでした。ただ、それとは別に、もし感染が起こった場合、そのことに対する外部からの見え方、そういうことも含めると、きちんと対応してこそ、やったことの意義があると思います。ですから、それに関して改めて説明をいただきたいのが1つ。

あともう1つは、抗原検査ですけれども、これは学校運営課長からも説明を受けまして、採取方法等は聞いたのですが、2センチ鼻に入れる、いわゆる鼻前庭を検査する方法なんです。調べましたら、鼻前庭で調べるという方法もあるにはあるらしいのですが、キットによっては、やはり鼻咽腔でやらないといけないものもある。鼻前庭で調べる方法では陽性率がかなり下がる可能性がありますので、そこで陰性だからといって、コロナじゃないという評価をするのは、僕は間違っていると思っています。

一般的に医者の中では、抗原検査で陽性になる人間は、感染力がかなり強いと言われてい



ます。PCR検査に関しましては、感染していればほぼ引かかるけれども、抗原検査で引かかるのは、感染力の強いものです。しかし、実際、検査しても7割ぐらいしか陽性にならないので、正しい方法でとつても7割ぐらいにしかならないのに、鼻前庭でやったら、もっと陽性率が下がると思います。そこで陰性になった人間を、もしそのまま何もしないことにしてしまうのであれば、それは間違った考え方だと思いますので、不調を訴えた児童に関しましては、抗原検査をやるやらないにかかわらず、やはり医療機関でPCR検査を受けさせるべきだと思います。

この2点です。

○**教育指導課長** まず、PCR検査が学校連携観戦に「間に合わない」ということに関する経緯でございます。

東京都のほうから、検査につきましては基本的に強制ではなく、あくまで任意であるという通知がございました。そのため、事前に保護者の方にこういう検査があります、と案内した上で、同意を得ることから始める必要がございました。また、検査を実施して、検体を検査機関に送付し、学校に結果が返ってくるまでに4日程度かかるとの説明を受けていたことから、日程的などころでお話しをさせていただいたところでございます。

さらに、仮に検査で陽性が出たとしても、それは確定検査ではございませんので、病院に行って再度、検査する必要がある、その辺りの日程も含めますと日程的に間に合わないということで、9月1日、2日、3日の観戦については検査を実施しなかったところでございます。

○**学校運営課長** 先日、星野委員から御教示いただいた、抗原簡易キットによる検査については、医師が実施する鼻咽頭によるPCR検査に比べて精度が低い、という内容につきまして、確かに文部科学省のマニュアルにもそうした記載がございました。そうしたことをきちんと学校に伝えまして、不調を訴える児童・生徒については、原則、医療機関を受診するということを徹底するよう、説明してございます。

○**星野委員** 先ほども言いましたけれども、参加することで危険度が上がるということとはもとと考えられていることではありません。ただ、パラリンピックの前にやった検査は抗原検査ではなくてPCR検査ですね。

検査をして、陽性が出たら、それは発生届が出せないだけであって、陽性なんですね。ですから、それを理由にするのは、はっきり言っておかしいと思います。

それから、今、新型コロナウイルスは飛沫感染ではなくて空気感染ではないかという考え

方が進んでいます。一般的には水ぼうそうと同じ程度。結核、麻疹まではいかないけれども、インフルエンザよりも感染性は強いということが言われています。もし、保健室で検査した場合は、その保健室が使えなくなると思うので、やはり学校でやることは少し考える必要があるのかなと思いますので、その辺りを考慮していただきたいと思います。

○**教育調整課長** 私どももPCR検査の件については、パラリンピック学校連携観戦に参加するお子さんたちには、事前の検査をできる限り受けていただいたほうがいいだろうという考え方は持っていたところで、5日に参加する生徒さんたちについては、全員に声かけをさせていただいたということがございます。東京都から検査キットを受け取ってから各学校に配布し、保護者の同意を得ることも含めてお子さんたちにお渡しした上で、採取した検体は学校から直接検査センターのほうに送る仕組みであり、検査結果についてはその後、メールでお知らせします、というような形になっていました。

そうしますと、1日や2日は、正直なところ、そのタイミングでは検査を実施をしても検査結果が来る前に、競技観戦がスタートするという日程的な事情がございましたので、小学校については実施をしなかったということがございます。ただ、日程的に間に合う5日の観戦につきましては、全員に検査についてお声がけをさせていただいたという状況がございましたので、その点も含めて少し補足をさせていただきました。

○**星野委員** 結局、港区、江東区も同じような状況だったと思いますけれども、2区はやめて、新宿区はやった、その違いは何なのでしょう。港区、江東区は、結局、PCR検査をすることによって子どもの扱いが分からないという理由でやめた、ということを知っているんですけども。

○**教育調整課長** 江東区等が競技観戦をやめた理由については、正直分かりかねるところであります。新宿区におきましては、当然、任意でございますので、この検査を受ける子、受けない子が出てきます。ただ、それをもって競技観戦の条件が変わるというものではなかったため、競技観戦自体は実施しました。

一方で、このPCR検査については、競技観戦にあたり、保護者の方々の御不安等もあったと聞いておりますので、その対応として、東京都が実施することとしたところ、日程的に間に合う場合には行ったということで、競技観戦とは直接関係のない取組というように捉えています。

○**星野委員** 説明は分かりましたけれども、医師会の中で、なぜ港区、江東区はやめたのに、新宿区はやったんだという質問がやはり出ているんですね。ぜひ、港区、江東区に聞いてい

ただいて、やめた理由、新宿区が実施した理由を明らかにして教えていただきたいと思えます。

○教育調整課長 お答えいただけるかどうかは分かりませんが、私どものほうで港区と江東区には、やめた理由について聞いてみて、分かりましたら、星野委員にお伝えしたいと思えます。

○教育長 他に御意見、御質問等ございますでしょうか。

○山下委員 千葉県八街市で起きた下校途中の事故を受けて、保護者としては、非常に悲惨な事故でしたし、二度と起きてほしくないと思っています。ここに対策として書かれている、この6年、毎年6校ずつ通学路の交通安全総点検に取り組んでいることは、非常に重要なこととありがたいのですが、新宿区の場合、結構工事等があつて、3か月間だけとか半年間とか、恒常的ではないけれど、危険地域というのができるケースがあると思えますが、そういうものを拾ってチェックするのか、もしくは通学路で工事をするときには、こうして欲しい、というような指針を業者に求めているのか、教えていただきたいです。

○教育調整課長 通学路上での安全対策ということで、新宿区では平成26年度から、通学路の交通安全プログラムというものを実施しておりまして、こちらは定期的に毎年5校から6校を指定して、通学路の点検を行います。

それともう一つは、そこに当てはまっていない学校におきまして、お話がありましたように、例えば地域で大型のマンションが建ちますとか、道幅が拡張されましたとか、交通事情ですとか、あるいは車の流れ、こういったものが変わったような状況があり、そういったところから随時お話があると、その学校も対象にして通学路の点検を行っているというものがございます。

そのようなときには、何か取組として指針があるのか、という御質問でございますが、今回、新たに15校が手を挙げているということで、実際に点検を10月末までを目途に行っているところでございますが、それぞれの地域において交通事情、また道幅であるとか、あるいはガードレールの有無、その道の形状等も違ってきておりますので、一つ一つ基準というところではなく、状況に応じて、しっかりと道路管理者、警察、学校や保護者、地域の方も含めて、対応を検討していくという形で進めているところでございます。

○教育長 他に御意見、御質問等ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 他に御意見、御質問がなければ、報告2の質疑を終了します。

次に、報告3について、御意見、御質問のある方はお願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、報告3の質疑を終了します。

---

#### ◆ 報告4 その他

○教育長 次に、報告4、その他ですが、事務局から報告事項がありますか。

○教育調整課長 特にございません。

○今野委員 1点、いいでしょうか。

○教育長 どうぞ。

○今野委員 つい先般、町田市の市立小学校6年生の女の子が、どうもいじめで自殺をしたのではないかというような記事が出ていました。1人に1台配付されていたタブレットの端末を通じて、いじめが常態化していたのではないかと。授業中にも端末のチャット機能を使っているいろいろな書き込みが行われていた。背景にはパスワードの設定の仕方に問題があったということが書いてあって、ちょっとショックだったんですけども、新宿区の場合にも同じような機能があるのかどうか。あるいは新宿区でもそういういじめの心配をしなくてはいけないものなのか、町田だけの話なのか。その辺りが心配になったものですから、お伺いしたいと思います。

○教育長 では、パスワードの設定の仕方から、説明をお願いします。

○教育指導課長 まず、機械に入るときには、IDとかパスワードというものが必要になってきます。新宿区では、パスワードについては、全員違う形でお渡ししています。報道されているような環境とは少し異なっているということだけは申し上げておきます。

それから、いわゆるチャットのような機能というのはいわゆるではないわけではございませんし、今回のタブレットで学ぶ協働的な学習というのが、チャットというのも一つのセールスポイントになるようなものでございますが、学校のほうは、当然慎重な運用をしているところでございます。授業の中ではできるようにするけれども、授業が終わったら、それを消してしまってもうできないようにする、というような一定の配慮は、各学校でされているという状況でございます。

○教育長 新聞報道でも出ていたのは、教育委員会のほうからIDとパスワードで出席番号を使うのはやめるよう、その学校に言っていたにも関わらず、そのままにしていたということらしいですね。

○教育指導課長 1点補足させていただきます。もし、子ども同士で何か意見を述べさせるということを電子上でやる場合には、あくまでも主催者は学校の先生で、そのなかでしかできないようにしてありますので、子どもが勝手にすすめるということは原則としてできない、という状況で運用しているところでございます。

○年綱委員 今回の報道を聞いて、新宿区立の学校で使っているタブレットの管理は、本当にきちんとしているなということを感じて、また、先生方も使うに当たっては、こういうことだよということを、1年生から6年生まで全員に分かりやすくきちんと説明してくださっているの、新宿区はありがたい指導をしてくださっているなと思った次第です。

○教育長 今野委員の発言、大変大きな事件ですので、教育指導課長から説明させていただくいい機会をつくっていただき、ありがとうございました。

---

◎ 閉 会

○教育長 他に報告事項、または御発言がなければ、以上で、本日の教育委員会を閉会いたします。

---

午後 3時29分閉会